

コンセッションに関する課題等についての民間事業者ヒアリング結果(概要)

(不動産業3社、建設業1社、証券業1社、総合商社1社、法律事務所1社)

1 総論

- ・コンセッションビジネスを進めていく上での大きな課題とは、案件が少なく、継続性に乏しいこと。中長期的な事業プランを検討しにくい。
- ・現状では、大型の年金基金は海外インフラ投資に向かっており、資金が国外流出している状況。国内社会資本整備の観点からも国内案件を積極的に創出すべき。
- ・リターンの安定性・安全性といった特性をもつインフラは、良質な投資資産。今後、案件が継続的に供給されることが望まれる。

2 基本的な環境整備

- ・自治体にコンセッションの経験が乏しく、案件ごとに情報開示や契約条件、用語の定義も異なるため、必要なデューデiligenceに手間ヒマがかかる。特に小型の案件規模の場合など、コストの割にリターンが小さく、民間事業者が応札コストを賄えないことを懸念。自治体から開示する情報の標準化や、積極的な情報開示などについて、ガイドラインで民間の立場に立った対応の明確化を。
- ・公共による運営と運営権設定後の民間による運営とで、事業運営に際しての前提が大きく異なることがないよう一定の配慮がなされることが望ましい。例えば、公共が事業を行っている場合は法人税が発生しないが、民間事業者がコンセッション事業を行った場合には法人税が発生する。民間事業者が知恵と工夫で事業を改善しても、法人税負担が重いいため、税のイコール・フッティングを。
- ・自治体がコンセッションを検討する際に、新たな費用が発生する。案件形成に前向きな自治体に対して、更なる積極的な姿勢で、取組みを加速させるような環境作りを行うため、支援できる仕組みを(財政的支援、ガイドラインによる明確化等)。

3 事業期間終了時の増加価値・残余資産等の取扱い

- ・事業期間中の更新投資・追加投資に関し、事業期間終了時に公共側に適正価額で買い取ってもらえるのかについて明確でない場合があり、特に事業期間の後半において、当初予定していなかった追加投資が困難。ガイドラインにおいて、事業期間終了時に公共側が買い取る場合の扱いについて明文化を。
- ・その上で、更新・追加投資にかかる償却に関する会計処理ルールについて、一律「運営権の残存期間での償却」とするのではなく、「法定耐用年数での償却」も選択できるように。(施設等の更新・追加投資の会計処理ルールをガイドラインで明確化を。)
- ・無形償却資産である運営権対価に係る償却については、会計ルール上、「運営期間での定額償却」とされている。事業期間後半のPLが悪化する場合など、PL平準化に資する会計ルールの導入を。

4 既存施設の瑕疵リスク分担

- ・自治体の経験不足、期間不足、公会計等のため、民間事業者にとって十分なデューデリジェンスができず、資産や運営状況を正確に把握できないまま自治体から事業を引き継ぐことになり、契約後に瑕疵が発覚した場合における自治体のリスク負担のあり方について、ガイドラインで明確化を（表明保証、第三者によるデューデリジェンス等）。

5 運営権対価一括払い方式の導入

- ・運営権対価の支払方法が分割払いであるのは、財政投融资資金の繰上償還が容易でないことが一因。一括払いではなく分割払いである場合、民間資金調達を通じた公共から民間へのファイナンスリスク移転が限定的、投資家・貸し手の参入余地が限られるといったデメリットが想定されることから、市場が拡大しない。

6 セカンダリー市場の醸成・拡大

- ・コンセッションを進めるには、セカンダリー市場の醸成も重要。
- ・コンセッション事業者（SPC）の議決権株式の譲渡に、運用上、公共側の事前承諾が必要となっているが、ガイドラインにおいて承諾基準の明確化を。
- ・自由譲渡が可能な完全無議決権株式は、経営権がないにもかかわらず二重課税になっているので、回避できる仕組みを。

7 運営権者SPCによる資金調達手法の自由度の向上

- ・ガイドライン上、議決権株式と完全無議決権株式が例示されているが、投資家の性向や運営権者SPCの資金ニーズに応じた資金調達方法（各種種類株の発行等）が可能であることについて、ガイドラインで明確化を。
- ・インフラファンド等による議決権株式の保有や事業運営が可能であることについて、ガイドラインで明確化を。

8 複合事業の取扱い

- ・空港案件において、航空系事業（公共側）と非航空系事業（空ビル会社等）とで契約主体が異なることから、価格決定方法、瑕疵担保責任等のリスク分担方法などについて、運用上、差異がある。空港案件に限らず、複合事業の検討に当たっては、案件の魅力を低減させないよう、一体で案件形成できるように工夫を。

9 ジョイント・ベンチャー型の案件（自治体が株主として残る場合）

- ・コンセッションの際、自治体が株主として参加する場合があるが、事業運営について、政治的合意形成や市民の理解が得られやすい等のメリットがあるものの、仕組みによっては、民間の創意工夫、経営の自由度やインセンティブを制約することにもなりかねない。ガイドラインにおいて、自治体のかかり方に関する考え方の明確化を。